

## [事案 24-78] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 2 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は法人である。

### <事案の概要>

一時払保険料での運用商品を希望したが、実際には年払保険料になっていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 20 年 5 月に加入した定期保険について、下記の理由により契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 他社契約の解約返戻金を活用した一時払保険料での運用商品を希望していたが、実際には、一時払ではなく年払保険料の商品だった。
- (2) 同時期に「月払」の定期保険にも加入しており、企業規模から判断しても、それ以上の保障の必要性はなかった。
- (3) 募集人には、他社契約の解約返戻金が資金源であることを伝えており、年払保険料の支払能力がないことは明らかであった。

### <保険会社の主張>

募集時、募集人はパンフレットや設計書、重要事項説明書等により商品説明を行い、申込書、意向確認書、口座振替依頼書について申立人から記名・押印を取り付けている。これらの書類には、本件定期保険が「年払保険料」であること、および「年払」を前提とした各種説明事項が明記されており、意向と全く異なる商品に加入させられたとする申立人の主張は受入れられない。

よって、本契約に無効原因はないので、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、民法 95 条に基づく要素の錯誤による契約無効を根拠とするものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人への事情聴取の内容に基づき審理した。審理の結果、申立人が、保険料が「一時払」の保険商品であるとの錯誤に陥ったと認めることはできず、仮に申立人に錯誤が存在し、それが要素の錯誤に当たるとしても、以下の事実により、重大な過失があると言わざるを得ないことから、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）として、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 「保険設計書」「生命保険契約申込書」には、保険料の払込方法が「年払」であることが明記されており、特に申込書には、払込方法について「年払・口座振替扱」「第 1 回保険料 第 2 回目以降保険料 同上」と記載されている。
- (2) 申立人の代表者の妻は、「保険設計書」の交付を受けたことは認めながらも、同設計書を見ながら説明を受けたことはないと陳述している。しかし、複雑な保険商品の内容を設計書によらず説明することは困難であり、設計書を交付しながら説明しないということも不自然である。従って、募集人は設計書に基づき本契約の内容を説明したものと推認できる。
- (3) 申立人の代表者の妻が記入し、申立人の記名押印がなされている「生命保険料預金口座振替

依頼書・自動払込利用申込書」は、保険料一括払いの場合には不要な書類である。この点につき、申立人の代表者の妻は、本契約と同日に申し込んだ他の月払い保険料の保険の分だと思ったと陳述するが、直ちに信用することはできない。

- (4) 申立人は、平成 20 年 10 月に契約者貸付の請求を行い、平成 21 年 7 月には主契約の基本保険金額を減額する契約内容変更の請求を行っている。これらの請求は、いずれも本契約が有効であることを前提とした行為と評価されるが、特に、後者の契約内容変更の請求は、(第 2 回) 保険料払込期月である平成 21 年 5 月以降に行われており、なおさらである。